札幌市消防訓練及び礼式に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和７年３月 17 日

札幌市長　秋元克広

札幌市規則第 13 号

札幌市消防訓練及び礼式に関する規則の一部を改正する規則

札幌市消防訓練及び礼式に関する規則（昭和４１年規則第２８号）の一部を次のように改正する。

(1) 第２５条第１項中「右（左）へ」を「右（左）へー」に、「かける」を「掛ける」に改める。

(2) 第４９条の見出し中「整とん」を「整頓」に改め、同条第１項中「整とんさせる」を「整頓させる」に、「右」を「右（左）」に、「かける」を「掛ける」に改め、同条第２項中「ひじ」を「肘」に、「右へ回し右列員にならい整とんする」を「右（左）へ回し右（左）列員に倣い整頓する」に改め、同条第３項中「整とん」を「整頓」に、「おろす」を「下ろす」に改める。

(3) 第５３条第２項中「右（左）向き」を「左（右」向き」に、「整とんする」を「整頓する」に改め、同条第３項中「整とんする」を「整頓する」に改める。

(4) 第７９条の見出し中「整とん」を「整頓」に改め、同条第１項中「整とん」を「整頓」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第２項中「整とんを行なう」を「整頓を行う」に、「一せい」を「一斉」に、「のち」を「後」に、「かける」を「掛ける」に改め、同条第３項中「第６項」を「第５項」に、「整とんする」を「整頓する」に改め、同条第４項中「整とんを行なう」を「整頓を行う」に、「のち」を「後」に、「かける」を「掛ける」に改め、同条第５項中「整とんし」を「整頓し」に、「整とん翼」を「整頓翼」に改める。

(5) 第９１条中「、併立縦隊及び並列縦隊」を削り、「行なう」を「行う」に改

める。

(6) 第１６９条第１項中「のち」を「後」に、「行なう。」を「行う。」に改め、同項ただし書中「行なう」を「行う」に改め、同条第２項中「かけ足」を「駆け足」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第３項中「前各号」を「前２項」に、「行なう」を「行う」に改める。

(7) 第１９６条第１項中「ついた」を「着いた」に、「行ない」を「行い」に、「整列」を「整列一」に、「のち」を「後」に、「又は」を「、又は」に改め、同条第２項中「行なう」を「行う」に改める。

(8) 第２１３条第１号中「、服装及び札幌市職員証（以下「職員証」という。）」を「及び服装」に改める。

(9) 第２１５条第１項ただし書中「第４項」を「次項」に改め、同項中第６号及び第７号を削り、第８号を第６号とし、同条第２項及び第３項を削り、同条第４項中「第１項第５号」を「前項第５号」に改め、「、同項第６号に定める動作が終わつたときも同じ要領によつて職員証の保存及びその取扱いの適否等を検査し」を削り、同項を同条第２項とし、同条中第５項を第３項とし、第６項を削り、第７項を第４項とし、第８項を第５項とし、第９項を第６項とする。

(10) 第２２０条中「前項」を「前条」に、「行なう」を「行う」に、「のち」を「後」に改める。

(11) 第２２５条第２項第１号中「消防救助用器具基本操法」を「消防救助基本操法」に改め、同項第３号中「応用救助操法」を「消防救助応用操法」に改める。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第２５条第１項、第４９条、第５３条第２項及び第３項、第７９条、第９１条、第１６９条、第１９６条、第２２０条並びに第２２５条第２項第１号及び第３号の改正規定は、公布の日から施行する。